

2 前項前段の場合において、同項に規定する法人の当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち第五十五条の二第一項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなるときは、前項前段中「同項」とあるのは、「第五十五条の二第一項」として、同項の規定を適用する。

(国民貯蓄組合法の一部改正)

第二条 国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和三十二年十二月一日から施行する。

青色申告書を提出する法人で、昭和三十二年八月一日からこの法律の施行の日までの間に終了した事業年度分の法人税について改正後の租税特別措置法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けようとするものは、この法律の施行の日から起算して二月以内に、当該告書等に記載された課税標準又は事業年度分の法人税に係る確定申

3 改正後の租税特別措置法第五十五条第五項及び第五十六条の二第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同法第五十五条第三項第五項中「確定申告書等」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第二号）附則第二項の規定によつて「請求書」と読み替えるものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

設備等輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のよう改定する。

第三条第三項中「二百億円」を「四百五十億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔山本幸一君登壇〕

る法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正は、政府の説明によれば、最近における国際取支の状況を改善する総合対策の一環として、輸出の振興と貯蓄の増強をはかるため、租税特別措置法及び国民貯蓄組合法の一部を改正しようとするものであります。

本案の内容につき、まず租税特別措置法の一部改正について申し上げます。この改正は、現行の輸出所得の特別控除制度を拡充しようとするものであります。この改正は、昭和三十四年十二月三十一日までの輸出取引が一定の基準輸出金額をこえる場合は、そのこえる部分に対しては特に現行制度以上の割増し控除を行おうとするものであります。すなわち、現行の特別控除制度においては、輸出取引を行いますと、その収入金額の三%、すなわち、商社の場合は一%、プラントの場合は五%という取引基準と、その輸出所得金額の八〇%という所得基準とのいずれか少い金額を所得から控除し、所得税または法人税の軽減を行ふこととされておりますが、今後は、一定の基準輸出金額、すなわち、前年の輸出実績の二分の一相当額をこえる輸出取引については、右の取引基

次に、国民貯蓄組合法の一部改正は、国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金で、その利子または利益について所得税を課さないことといたしておりますものの元本の限度額を、現在の二十万円から三十万円に引き上げようとするものであります。なお、この非課税限度額の引き上げは、郵便貯金の受け入れ限度額の引き上げと同じく、本年十二月一日から実施することとしております。

次に、設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

設備等輸出為替損失補償法は、設備等を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴つて受ける損失を政府が補償する制度を確立することにより、設備等輸出の促進をはかることを目的としたものであります。しかし、これが国の設備等輸出増大の実情にかんがみまして、この際政府が締結し得る補償契約の総額の限度を引き上げ、現在の二百億円の限度を四百五十億円にいたそらとするものであります。

以上両法律案は、去る一日大蔵委員会に付託せられ、慎重審議を重ねました後、昨八日質疑を終了し、討論を省

略、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて両案とも原案の通り可決いたしました。

以上、御報告をいたします。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告通り可決いたしました。

られるいかなる利益にも適用されないことを閣下に通報する光榮を有します。

本大臣は、閣下が前記の了解を貴国政府に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

(号外)

本大臣は、日本国政府に代つて、オーストラリア連邦政府が施政を行つてゐる海外地域に対する本日署名された通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の適用について閣下の前記の書簡に述べられた了解を確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和三十二年七月六日

日本國
外務大臣 岸 信介
オーストラリア連邦
貿易担当國務大臣
J・マッキニアン閣下

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○野田武夫君 ただいま講題となりました通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

オーストラリアは、戦前戦後を通じ

まして、日本產品に対し、関税制度上最も、さらに、輸入制度上も、從来日本のみに課されておりました差別的税率を適用し、また、輸入制度上も、織維品等多數の品目につき、非ドル地域中、日本のみに差別的輸入制限を実施していましたため、わが国の対豪輸出は著しく伸び悩んで参り、これに反して、わが国はオーストラリアから羊毛、小麦、大麦等の原産品を大量に貢献し付け、その結果、両国間の貿易は常にわが国の大幅輸入超過となつてきました。このよろな傾向を是正するために、昨年十一月からキャンベラにおいてこの協定の締結交渉を開始し、自來約八カ月にわたり折衝を重ね、ようやく両国間に実質的合意が成立し、本年六月現地において協定案に仮調印を了し、七月六日、箱根において、岸外務大臣と日本訪問中のマッキューン貿易大臣及びワット駐日オーストラリア大使との間で、この協定の署名が行われました。

この協定の骨子は、両国が相互に関税に関する最惠国待遇並びに為替及び貿易制限に関する無差別待遇を与えることになりますが、相手国からの輸入の急増の結果、自國産業が危殆に瀕する場合には緊急措置をとり得ること、その他国際収支擁護のために必要な差別的措置をとり得ることをも定めております。

この協定の成立によりまして、わが国の產品は、オーストラリアにおいて

ガット税率を含む最惠国税率の適用を

受け、さらに、輸入制度上も、從来日本のみに課されておりました差別的輸入ワクによる制限が撤廃されることになりますので、今後わが国対豪貿易は著しく増大することが期待される次第であります。

本件は、十一月一日日本委員会に付託されましたので、委員会におきまして、政府の提案理由の説明を開き、質疑に入り、慎重審議を行いましたが、

詳細は委員会議事録によつて御了承願います。

裁判所裁判官彈劾裁 松平 勇雄君
同 予備員 後藤 義隆君
赤松 勇君 稲富 稔人君
岡本 隆一君 日野 吉夫君
吉田 賢一君

建設委員 島上善五郎君 田中幾三郎君
中島 嶽君 西村 榮一君
浅沼稻次郎君

予算委員 赤松 勇君 稲富 稔人君
岡本 隆一君 日野 吉夫君
吉田 賢一君

裁判所裁判官彈劾裁 松平 勇雄君
同 予備員 後藤 義隆君
赤松 勇君 稲富 稔人君
岡本 隆一君 日野 吉夫君
吉田 賢一君

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

一、昨八日法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

午後一時十六分休憩 休憩いたしました。

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

出席國務大臣 大蔵大臣 一萬田尙登君
出席政府委員 外務政務次官 松本 滉藏君
岡 良一君 小平 忠君
西村 彰一君 横山 利秋君
農林水産委員 田原 春次君 森 三樹二君
社会労働委員 中島 嶽君 西村 榮一君
岡 良一君 田中幾三郎君
農林水産委員 田中幾三郎君 森 三樹二君
社会労働委員 岡 良一君 小平 忠君
岡 良一君 横山 利秋君
文教委員 有馬 輝武君
岡 良一君 横山 利秋君
内閣委員 横路 節雄君 岡 良一君
地方行政委員 横路 節雄君 岡 良一君
大蔵委員 横路 節雄君 岡 良一君
外務委員 横路 節雄君 岡 良一君
社会労働委員 横路 節雄君 岡 良一君
文教委員 横路 節雄君 岡 良一君
農林水産委員 横路 節雄君 岡 良一君
建設委員 横路 節雄君 岡 良一君
稻富 稔人君 日野 吉夫君
稻富 稔人君 日野 吉夫君
安平 鹿一君 永井勝次郎君

予算委員	淺沼稻次郎君	西村 駿一君
	中島 岩君	
西村 榮一君	島上善五郎君	
森 三樹二君	小平 忠君	
田原 春次君		
一、昨八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。		
海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員		

高津 正道君	茂君	原 原
一、昨八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。		
海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員		
一、昨八日議員から提出した議案は次の通りである。		
國又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案(八木一男君外十一名提出)		
一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。		
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出、衆法第四号)		
一、昨八日予備審査のため參議院から以上二件 社会労働委員会 付託		
昭和三十二年十一月九日 衆議院会議録第六号 議長の報告		

送付された議案は次の委員会に付託された。
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外二名提出、參法第一号)(予) 文教委員会 付託

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十二年度政府関係機関予算補正(機第2号)
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)
員提出案を參議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

昭和三十二年度特別会計予算補正(特第3号)

昭和三十二年十一月九日 衆議院会議録第六号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(但し良質紙江戸料二十円共)
発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段線三一七五八六二四